監査公表第 11 号

定期監査結果の公表について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第４項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第９項の規定により次のとおり公表します。

平成 29 年３月７日

糸魚川市監査委員　齋藤　隆嗣
糸魚川市監査委員　髙澤　　公

１　監査の種類
　定期監査

２　監査の対象
　文化振興課、企画財政課、交流観光課、福祉事務所
　（主な調査事項は「監査対象一覧」のとおり）

３　監査の実施日
　平成 29 年２月 10 日

４　監査の方法
　平成 28 年度の市の財務に関する事務の執行について、提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて監査を実施した。

５　監査の結果
　監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、関係所属長に留意又は改善を促した。

監　査　対　象　一　覧

課名（実施日）	主な調査事項
文化振興課 （２月 10 日）	・市民会館使用料の収入事務 ・美術展覧会事業の支出事務 ・博物館活動推進事業の支出事務 ・県指定文化財整備事業の支出事務 ・８節報償金の支出事務（平成 27 年度事業を含む。） ・平成 27 年度定期監査結果に対する措置状況
企画財政課 （２月 10 日）	・公共施設等総合管理事業の支出事務 ・チーム糸魚川推進事業の支出事務 ・糸魚川応援隊の支出事務 ・新地方公会計推進事業の支出事務 ・８節報償金の支出事務（平成 27 年度事業を含む。） ・歳入に係る滞納繰越の収納管理事務 ・平成 27 年度定期監査結果に対する措置状況
交流観光課 （２月 10 日）	・ジオラマ使用料の収入事務 ・観光施設管理運営事業（指定管理料を除く 13 節委託料）の支出事務 ・観光イベント助成事業の支出事務 ・観光協会支援事業の支出事務 ・ジオパーク推進事業（11 節印刷製本費及び 13 節委託料）の支出事務 ・８節報償金の支出事務（平成 27 年度事業を含む。） ・平成 27 年度定期監査結果に対する措置状況
福祉事務所 （２月 10 日）	・社会福祉協議会運営費助成事業の支出事務 ・社会福祉協議会地域福祉助成事業の支出事務 ・成年後見制度利用支援事業の支出事務 ・高齢者福祉施設助成事業の支出事務 ・介護人材育成支援事業の支出事務 ・認定調査等費（12 節役務費）の支出事務（介護保険事業特別会計） ・８節報償金の支出事務（平成 27 年度事業を含む。） ・歳入に係る滞納繰越の収納管理事務 ・平成 27 年度定期監査結果に対する措置状況